

身体障害者診断書・意見書 ( ぼうこう又は直腸機能 障害用 )

氏名	大正・昭和 平成・令和	年 月 日生	男 女
住所			
① 障害名 (部位を明記)			
② 原因となった 疾病・外傷名		交通, 労災, その他の事故, 疾病, 先天性, 震災, 天災, 戦災, 戦傷, 不明, その他 ( )	
③ 疾病・外傷発生日	昭和 平成 令和	年 月 日・場 所	
④ 参考となる経過・現症 (エックス線写真及び検査所見を含む。)			
		昭和 平成 令和	年 月 日
⑤ 総合所見	ストマ造設で認定する場合は、永久的と判断された理由		
	[将来再認定 要・不要] (再認定の時期 年 月)		
⑥ その他参考となる合併症状			
上記のとおり診断する。併せて以下の意見を付す。			
令和	年	月 日	〒
病院又は診療所の名称		TEL	
所 在 地			
診療担当科名	科	医師氏名	㊟
身体障害者福祉法第15条第3項の意見〔障害程度等級についても参考意見を記入〕			
障害の程度は、身体障害者福祉法別表に掲げる障害に			
・該当する ( 級相当)			
・該当しない			
注意	1 障害名には現在起っている障害, 例えば両眼視力障害, 両耳ろう, 右上下肢麻痺, 心臓機能障害等を記入し, 原因となった疾病には, 緑内障, 先天性難聴, 脳卒中, 僧帽弁膜狭窄等原因となった疾患名を記入してください。		
	2 障害区分や等級決定のため, 神戸市市民福祉調査委員会から改めてお問い合わせする場合があります。		

ぼうこう又は直腸の機能障害の状態及び所見

〔記入上の注意〕

- ・ 「ぼうこう機能障害」, 「直腸機能障害」については, 該当する障害についてのみ記載し, 両方の障害を併せもつ場合には, それぞれについて記載すること。
- ・ 1～3の各障害及び障害程度の等級の欄においては, 該当する項目の□に✓を入れ, 必要事項を記述すること。

1. ぼうこう機能障害

尿路変向 (更) のストマ〔排尿のための機能を持ち, 永久的に造設されるものに限る〕

(1) 種類・術式

(2) ストマにおける排尿処理の状態

- ① 種類
- 腎瘻       腎盂瘻
  - 尿管瘻     ぼうこう瘻
  - 回腸 (結腸) 導管
  - その他 [ \_\_\_\_\_ ]

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無について

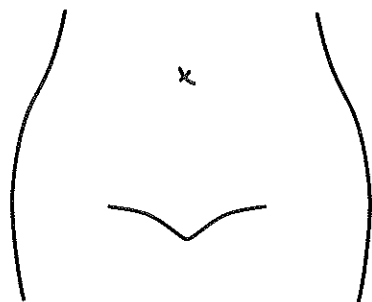
有  
(理由)

② 術式: [ \_\_\_\_\_ ]

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある (部位, 大きさについて図示)

③ 手術日: [ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ]

ストマの変形  
 不適切な造設箇所



無

(ストマ及びびらんの部位等を図示)

高度の排尿機能障害〔先天性神経障害による場合を除き, 術後6か月を経過した日以後をもって認定する〕

(1) 原因〔以下のものに限る〕

(2) 排尿機能障害の状態・対応

神経障害

カテーテルの常時留置

先天性: [ \_\_\_\_\_ ]

自己導尿の常時施行

(例: 二分脊椎 等)

完全尿失禁

直腸の手術

完全尿失禁とは「カテーテル留置又は自己導尿の常時施行を必要とする状態」にあるものが, 何らかの理由でこれらの対応が取れない場合に結果として生じる状態をいう

・術式: [ \_\_\_\_\_ ]

カテーテル留置又は自己導尿の常時施行ができない理由

・手術日: [ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ]

自然排尿型代用ぼうこう

完全尿失禁の状態 (具体的に)

・術式: [ \_\_\_\_\_ ]

・手術日: [ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ]

## 2. 直腸機能障害

腸管のストマ〔排便のための機能をもち、永久的に造設されるものに限る〕

(1) 種類・術式

- ① 種類
- 空腸・回腸ストマ
  - 上行・横行結腸ストマ
  - 下行・S状結腸ストマ
  - その他 [ \_\_\_\_\_ ]

② 術式： [ \_\_\_\_\_ ]

③ 手術日： [ \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日 ]



(ストマ及びびらんの部位等を図示)

(2) ストマにおける排便処理の状態

長期にわたるストマ用装具の装着が困難な状態の有無

有  
(理由)

軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)

ストマの変形  
 不適切な造設箇所

無

治癒困難な腸瘻〔治療が終了し、障害が認定できる状態になった時点で認定する〕

(1) 原因

① 放射線障害

疾患名： [ \_\_\_\_\_ ]

② その他

疾患名： [ \_\_\_\_\_ ]

(2) 瘻孔の数： [ \_\_\_\_\_ 個 ]

(3) 腸瘻からの腸内容の洩れの状態

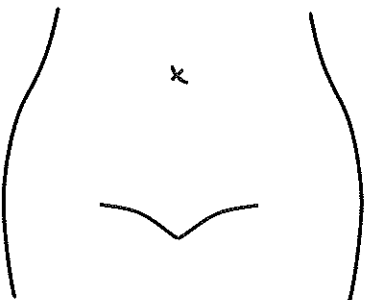
大部分

一部分

(4) 腸瘻における腸内容の排泄処理の状態

軽快の見込みのない腸瘻周辺の皮膚の著しいびらんがある(部位、大きさについて図示)

その他



(腸瘻及びびらんの部位等を図示)

高度の排便機能障害〔先天性神経障害による場合を除き、術後6か月を経過した日以後をもって認定する〕

(1) 原因〔以下のものに限る〕

先天性疾患に起因する神経障害  
〔 \_\_\_\_\_ 〕  
(例：二分脊椎 等)

(2) 排便機能障害の状態・対応

完全便失禁を伴い、治療によって軽快の見込みのない肛門周辺の皮膚の著しいびらんがある

その他

1週間に2回以上の定期的な用手摘便を要する高度な便秘を伴う状態

先天性鎖肛に対する肛門形成術  
手術日：〔 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日〕

小腸肛門吻合術  
手術日：〔 \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日〕

### 3. 障害程度の等級

#### (1級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもち、かつ、いずれかのストマにおいて排便・排尿処理が著しく困難な状態があるもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態があるもの
- 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態及び高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態及び高度の排尿機能障害があるもの

#### (3級に該当する障害)

- 腸管のストマに尿路変向（更）のストマを併せもつもの
- 腸管のストマをもち、かつ、ストマにおける排便処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 尿路変向（更）のストマに治癒困難な腸瘻を併せもつもの
- 尿路変向（更）のストマをもち、かつ、ストマにおける排尿処理が著しく困難な状態又は高度の排便機能障害があるもの
- 治癒困難な腸瘻があり、かつ、腸瘻における腸内容の排泄処理が著しく困難な状態又は高度の排尿機能障害があるもの
- 高度の排尿機能障害があり、かつ、高度の排便機能障害があるもの

#### (4級に該当する障害)

- 腸管又は尿路変向（更）のストマをもつもの
- 治癒困難な腸瘻があるもの
- 高度の排尿機能障害又は高度な排便機能障害があるもの